

富山市空家等対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に基づく富山市空家等対策計画を策定するため、富山市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 空家等対策計画の策定に関すること。
- (2) その他協議会において必要と認められる事項。

(組織)

第3条 協議会は、委員9人以内をもって組織する。

- 2 前項の委員は、法務、不動産、建築、福祉等に関する有識者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、平成29年3月31日とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときには、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、第3条の所掌事務の遂行にあたり、知り得た秘密を漏らしてはならない。任期終了後においても同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、居住対策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。